

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項第1号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築基準法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。